

平成18年5月15日

各位

会社名	アイホン株式会社
代表者名	代表取締役社長 市川周作
コード番号	6718
上場取引所	東証・名証第一部
問合せ先	総務部部長代理 和田健
TEL	052-682-6191

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月15日開催の取締役会において、平成18年6月29日開催予定の第48回定時株主総会に「定款一部変更の件」の議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款の一部変更の理由

「会社法」（平成17年法律第86号）および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号。以下「整備法」という）が、平成18年5月1日に施行されたことに伴い、「会社法」および「整備法」に基づき、当社現行定款につき、次の通り所要の変更を行うものであります。

- (1) 当社の公告の方法を電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告ができないときの措置を定めるものであります。（変更案第4条）
- (2) 単元未満株主の管理の効率化を図るため、単元未満株主の権利を限定する規定を新設するものであります。（変更案第9条）
- (3) インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするための規定を新設するものであります。（変更案第15条）
- (4) 取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会を開催せずに取締役会の決議があったものとみなすことを可能にするための規定を新設するものであります。（変更案第27条）
- (5) 取締役および監査役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役および監査役の責任免除の規定を新設するものであります。（変更案第30条、第41条）
- (6) その他、会社法および整備法が施行されることに伴い、用語の変更、表現の変更等を行い、併せて条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 定款の一部変更の内容
 変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分)

現行定款	変更案
<p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載してこれを行う。</u></p> <p>(会社が発行する株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は、<u>80,000,000株とする。ただし、株式の消却が行われた場合にはこれに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p>(株式の買受け) 第6条 当社は、<u>取締役会の決議により、当社の株式を買受けることができる。</u></p> <p>(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行) 第7条 当社の1単元の株式の数は、<u>100株とする。2. 当社は、1単元の株式の数に満たない株式に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規定に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(公告方法) 第4条 当社の公告は<u>電子公告により行う。</u> 2. <u>やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p>(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>80,000,000株とする。</u></p> <p>(株式の取得) 第6条 当社は、<u>取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数) 第7条 当社の1単元の株式数は、<u>100株とする。</u> (第8条2項に移項)</p> <p>(株券の発行) 第8条 当社は株式に係る株券を<u>発行する。</u> 2. <u>前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p>(単元未満株主の権利制限) 第9条 当社の単元未満株主は、<u>以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> (1) <u>会社法189条2項各号に掲げる権利</u></p>

現行定款	変更案
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第8条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>2. <u>名義書換代理人</u>およびその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議により</u>選定しこれを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿、<u>実質株主名簿</u>および<u>株券喪失登録簿</u>は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所</u>に備え置き、<u>株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載</u>または記録、<u>単元未満株式の買取り</u>、その他株式に関する事務は、<u>名義書換代理人</u>に取扱わせ、当社においては、これを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規定)</p> <p>第9条 当社の発行する株券の種類、<u>株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載</u>または記録、<u>単元未満株式の買取り</u>、その他株式に関する取扱いについては、<u>取締役会</u>において定める株式取扱規定による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎年3月31日の最終の<u>株主名簿</u>および<u>実質株主名簿</u>に記載または記録されている議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その<u>決算期</u>に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p>	<p>(2) <u>取得請求権付株式の取得を請求する権利</u></p> <p>(3) <u>募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>2. <u>株主名簿管理人</u>およびその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議</u>によって選定しこれを公告する。</p> <p>3. 当社の<u>株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)</u>、<u>株券喪失登録簿</u>および<u>新株予約権原簿</u>は、<u>株主名簿管理人の事務取扱場所</u>に備え置き、<u>株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載</u>または記録、<u>単元未満株式の買取り</u>、その他株式ならびに<u>新株予約権</u>に関する事務は、<u>株主名簿管理人</u>に取扱わせ、当社においては、これを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規定)</p> <p>第11条 当社の発行する株券の種類ならびに<u>株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載</u>または記録、<u>単元未満株式の買取り</u>、その他株式または<u>新株予約権</u>に関する取扱いについては、<u>取締役会</u>において定める株式取扱規定による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第12条 当社は、毎年3月31日の最終の<u>株主名簿</u>に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その<u>事業年度</u>に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p>

現行定款	変更案
<p>2. <u>前項のほか、必要ある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日における株主名簿および実質株主名簿に記載または記録されている株主または登録質権者をもってその権利を行使すべき株主または登録質権者とする</u>ことができる。</p> <p>(招集) 第11条 当社の定時株主総会は、毎年4月1日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は、<u>その必要がある場合に随時これを招集する。</u></p> <p>(招集権者および議長) 第12条 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集し、<u>その議長となる。取締役社長に差し支えある場合、予め取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(株主総会の決議の方法) 第13条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、<u>出席株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p>	<p>2. <u>前項にかかわらず、必要ある場合は、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録されている株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする</u>ことができる。</p> <p>(招集) 第13条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は<u>必要がある場合に招集する。</u></p> <p>(招集権者および議長) 第14条 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</u></p> <p>2. <u>株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</u></p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第15条 当社は、株主総会の招集に関し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなす。</u></p> <p>(株主総会の決議の方法) 第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、<u>出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p>

現行定款	変更案
<p>2. 商法第343条の定めによる決議および商法その他法令において同条の決議方法が準用される決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u></p>	<p>2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>
<p>(議決権の代理行使) 第14条 株主は、当会社の議決権を行使することができる他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。 2. 前項の場合には、株主または代理人は<u>株主総会毎に代理権を証する書面を、当会社に提出しなければならない。</u></p>	<p>(議決権の代理行使) 第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。 2. 前項の場合には、株主または代理人は<u>代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</u></p>
<p>第15条 (条文省略)</p>	<p>第18条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(取締役会の設置) 第19条 <u>当会社は取締役会を置く。</u></p>
<p>第16条 (条文省略)</p>	<p>第20条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の選任) 第17条 取締役は、<u>株主総会で選任する。</u> 2. 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u> 3. 取締役の選任決議は、<u>累積投票によらない。</u></p>	<p>(取締役の選任) 第21条 取締役は、<u>株主総会の決議によって選任する。</u> 2. 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> 3. 取締役の選任決議は、<u>累積投票によらない。</u></p>
<p>第18条 (条文省略)</p>	<p>第22条 (現行どおり)</p>
<p>(代表取締役および役付取締役) 第19条 当会社は、<u>取締役会の決議により代表取締役若干名を選任する。</u></p>	<p>(代表取締役および役付取締役) 第23条 当会社は、<u>取締役会の決議によって代表取締役若干名を選定する。</u></p>

現行定款	変更案
<p>2. 取締役会は、その決議により取締役社長1名を選任し、また必要に応じ取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第20条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に差し支えある場合は、予め取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>2. 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して、会日の3日前迄に発するものとする。ただし緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議の方法) 第21条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを行う。</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬および退職慰労金) 第24条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</p>	<p>2. <u>代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</u></p> <p>3. <u>取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定し、また必要に応じ取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して、会日の3日前迄に発するものとする。ただし緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議の方法) 第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第27条 <u>当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等) 第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>第 25 条 (条文省略)</p> <p>(監査役の選任) 第 26 条 監査役は、株主総会で選任する。 2. 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>(監査役の任期) 第 27 条 監査役の任期は、<u>就任後 4 年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の残存期間と同一とする。</u></p> <p>(常勤監査役) 第 28 条 監査役は、<u>その互選により、常勤監査役を 1 名以上選任する。</u></p>	<p>(取締役の責任免除) 第 30 条 <u>当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u> 2. <u>当社は社外取締役との間で、会社法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合に賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 4 0 0 万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u></p> <p>(監査役および監査役会の設置) 第 31 条 <u>当社は監査役および監査役会を置く。</u></p> <p>第 32 条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の選任) 第 33 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2. 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期) 第 34 条 監査役の任期は、<u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2. <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤監査役) 第 35 条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第 29 条 (条文省略)</p> <p>(監査役会の決議の方法) 第 30 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き監査役の過半数をもって<u>これを行う。</u></p> <p>第 31 条 ~ 第 32 条 (条文省略)</p> <p>(監査役の報酬および退職慰労金) 第 33 条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議<u>をもって定める。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第 36 条 (現行どおり)</p> <p>(監査役会の決議の方法) 第 37 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き監査役の過半数をもって行う。</p> <p>第 38 条 ~ 第 39 条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の報酬等) 第 40 条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって<u>定める。</u></p> <p>(監査役の責任免除) 第 41 条 <u>当社は、取締役会の決議によって、監査役 (監査役であったものを含む。) の会社法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u> 2 . <u>当社は社外監査役との間で、会社法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合に賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 4 0 0 万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u></p> <p>第 6 章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の設置) 第 42 条 <u>当社は会計監査人を置く。</u></p> <p>(会計監査人の選任) 第 43 条 <u>会計監査人は、株主総会によって選任する。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 計算</p> <p>(営業年度および決算期)</p> <p>第34条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、<u>営業年度末日を決算期とする。</u></p> <p>(利益配当金)</p> <p>第35条 当社の利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対してこれを支払う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第36条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対して、<u>商法第293条ノ5に定める金銭の分配</u>（以下「中間配当」という。）を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第37条 当社の、利益配当金および中間配当金が、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されない時は、当社は、その支払の義務を免れる。</p> <p>2. 未払の利益配当金および中間配当金には、利息をつけない。</p>	<p>(会計監査人の任期)</p> <p>第44条 <u>会計監査人の任期は、選任1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第45条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p>第7章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第46条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第47条 当社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下、「期末配当金」という）を支払う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第48条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、<u>会社法第454条第5項に定める剰余金の配当</u>（以下「中間配当金」という。）を行うことができる。</p> <p>(期末配当金等の除斥期間)</p> <p>第49条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されない時は、当社は、その支払の義務を免れる。</p> <p>2. 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日
定款変更の効力発生日

平成18年6月29日(木曜日)
平成18年6月29日(木曜日)

以上